

政令第五十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十一条の二、第五十七条第一項、第五十七条の二第一項、第六十条及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二号を次のように改める。

二 前号に掲げるもののほか、法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設

備（移動式以外のものに限る。）及びその附属設備

第十五条第一項第三号中「シヤー」を「シヤ」に改め、同項第十号中「特定化学設備」の下に「（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）」を加える。

第十九条第二号イを次のように改める。

イ たばこ製造業

第十九条第二号ニ中「セロファン」を「セロファン」に改め、同号ホを削る。

別表第三中「第九条の三」を「第十五条」に改める。

別表第九第三号の次に次の一号を加える。

三の二 アクリル酸ニ―（ジメチルアミノ）エチル

別表第九第八号の次に次の一号を加える。

八の二 アザチオプリン

別表第九中第十一号の四を第十一号の五とし、第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）

別表第九第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 アセトンチオセミカルバゾン

別表第九第十九号の次に次の二号を加える。

十九の二 アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物

十九の三 アフラトキシン

別表第九第二十一号の次に次の三号を加える。

二十一の二 二―アミノエタンチオール（別名システアミン）

二十一の三 N―（二―アミノエチル）―二―アミノエタノール

二十一の四 三―アミノ―N―エチルカルバゾール

別表第九第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二 (S)―二―アミノ―三―〔四―〔ビス（二―クロロエチル）アミノ〕フェニル〕プロパン

酸（別名メルファラン）

二十四の三 二―アミノ―四―〔ヒドロキシ（メチル）ホスホリル〕ブタン酸及びそのアンモニウム塩

別表第九第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二 三―アミノ―一―プロペン

二十五の三 四―アミノ―一―ベータ―D―リボフラノシル―一・三・五―トリアジン―二（二H）―オ

ン

別表第九第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 四―アリル―一・二―ジメトキシベンゼン

別表第九第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 十七アルファ―アセチルオキシ―六―クロロ―プレグナ―四・六―ジエン―三・二十一―ジオ
ン

別表第九第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 アントラセン

別表第九第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 イソシアン酸三・四―ジクロロフェニル

別表第九第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 四・四―イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)

別表第九第五十五号の次に次の一号を加える。

五十五の二 イブプロフェン

別表第九第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二 ウラン

別表第九第六十四号の次に次の一号を加える。

六十四の二 O—エチル—O—(二—イソプロポキシカルボニルフェニル)—N—イソプロピルチオホス

ホルアミド(別名イソフェンホス)

別表第九第六十五号の次に次の一号を加える。

六十五の二 O—エチル||S・S—ジプロピル||ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)

別表第九第六十六号の次に次の一号を加える。

六十六の二 N—エチル—N—ニトロソ尿素

別表第九第六十七号の次に次の一号を加える。

六十七の二 一—エチルピロリジン—二—オン

別表第九第六十八号の次に次の二号を加える。

六十八の二 五—エチル—五—フェニルバルビツル酸(別名フェノバルビタール)

六十八の三 S—エチル||ヘキサヒドロ—H—アゼピン—||カルボチオアート(別名モリネート)

別表第九第七十号の次に次の一号を加える。

七十の二 (三S・四R) —三—エチル—四—「(一—メチル—一H—イミダゾール—五—イル)メチル」オキソラン—二—オン (別名ピロカルピン)

別表第九第七十一号の次に次の一号を加える。

七十一の二 O—エチル||S—一—メチルプロピル|| (二—オキソ—三—チアゾリジニル) ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート)

別表第九第七十五号の次に次の一号を加える。

七十五の二 エチレングリコールジエチルエーテル (別名一・二—ジエトキシエタン)

別表第九第八十三号の次に次の一号を加える。

八十三の二 N・N'—エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン (別名マンネブ)

別表第九第八十七号の次に次の一号を加える。

八十七の二 エフェドリン

別表第九第九十四号の次に次の一号を加える。

九十四の二 塩化アクリロイル

別表第九第三百三号の次に次の一号を加える。

百三の二 塩基性フタル酸鉛

別表第九第一百十号の次に次の一号を加える。

百十の二 一・一―オキシビス(二・三・四・五・六―ペンタブロモベンゼン) (別名デカブロモジフェ

ニルエーテル)

別表第九第一百十一号の次に次の二号を加える。

百十一の二 オキシラン―二―カルボキサミド

百十一の三 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン

別表第九第一百十四号の次に次の二号を加える。

百十四の二 オクタブロモジフェニルエーテル

百十四の三 オクタメチルピロホスホルアミド (別名シユラーダン)

別表第九第一百十五号の次に次の一号を加える。

百十五の二 オクチルアミン (別名モノオクチルアミン)

別表第九第二百二十五号の次に次の一号を加える。

百二十五の二 過酢酸

別表第九第三百三十六号の次に次の一号を加える。

百三十六の二 キノリン及びその塩酸塩

別表第九第四百十六号の次に次の一号を加える。

百四十六の二 ニークロロエタンスルホニルクロリド

別表第九第四百十七号の次に次の四号を加える。

百四十七の二 N—(ニークロロエチル) —N'—シクロヘキシル—N—ニトロソ尿素

百四十七の三 N—(ニークロロエチル) —N—ニトロソ—N'—〔(ニR・三R・四S・五R) —三・

四・五・六—テトラヒドロキシ—オキソヘキサン—ニール〕尿素

百四十七の四 N—(ニークロロエチル) —N'—(四—メチルシクロヘキシル) —N—ニトロソ尿素

百四十七の五 ニークロロ—N—(エトキシメチル) —N—(ニ—エチル—六—メチルフェニル) アセト

アミド

別表第九中第四百四十八号の二を第四百四十八号の四とし、第四百四十八号の次に次の二号を加える。

百四十八の二 クロロギ酸エチル (別名クロロ炭酸エチル)

百四十八の三 三―クロロ―N― (三―クロロ―五―トリフルオロメチル―二―ピリジル)―アルファ・

アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トルイジン (別名フルアジナム)

別表第九第四百四十九号の次に次の一号を加える。

百四十九の二 クロロ炭酸フェニルエステル

別表第九第五百十号の次に次の二号を加える。

百五十の二 一―クロロ―四― (トリクロロメチル) ベンゼン

百五十の三 クロロトリフルオロエタン (別名H C F C―一三三)

別表第九第五百十二号の次に次の一号を加える。

百五十二の二 二―クロロニトロベンゼン

別表第九第五百十三号の次に次の二号を加える。

百五十三の二 三―(六―クロロピリジン―三―イルメチル)―一・三―チアゾリジン―二―イリデンシ
アナミド(別名チアクロプリド)

百五十三の三 四―「四―(四―クロロフェニル)―四―ヒドロキシピペリジン―一―イル」―一―(四
―フルオロフェニル)ブタン―一―オン(別名ハロペリドール)

別表第九第百五十五号の三の次に次の一号を加える。

百五十五の四 三―クロロ―一・二―プロパンジオール

別表第九第百六十二号の二の次に次の一号を加える。

百六十二の三 一―クロロ―二―メチル―一―プロペン(別名一―クロロイソブチレン)

別表第九第百七十五号の次に次の一号を加える。

百七十五の二 コレカルシフェロール(別名ビタミンD三)

別表第九第百八十四号の次に次の一号を加える。

百八十四の二 酢酸マンガン(Ⅱ)

別表第九第百八十六号の次に次の一号を加える。

百八十六の二 三塩化ほう素

別表第九第二百一十号の次に次の一号を加える。

二百一の二 ジアセトキシプロペン

別表第九第二百十六号の次に次の二号を加える。

二百十六の二 (S P | 四 | 二) | ジアンミンジクロリド白金 (別名シスプラチン)

二百十六の三 ジイソブチルアミン

別表第九第二百十七号の次に次の一号を加える。

二百十七の二 二・三・四・五 | ジ | O | イソプロピリデン | | O | スルファモイル | ベ | タ | D | フ

ルクトピラノース

別表第九第二百十八号の次に次の一号を加える。

二百十八の二 ジイソプロピル | S | (エチルスルフィニルメチル) | ジチオホスフェイト

別表第九第二百十九号の次に次の一号を加える。

二百十九の二 N・N | ジエチル亜硝酸アミド

別表第九第二百二十一号の次に次の一号を加える。

二百二十一の二 ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト

別表第九第二百二十二号の次に次の三号を加える。

二百二十二の二 ジエチル―一―(二・四―ジクロルフェニル)―二―クロルビニルホスフェイト

二百二十二の三 ジエチル―(一・三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド

二百二十二の四 ジエチルスチルベストロール(別名スチルベストロール)

別表第九中第二百二十四号の三を第二百二十四号の四とし、第二百二十四号の二の次に次の一号を加える。

二百二十四の三 ジエチルホスホクロリドチオネート

別表第九第二百二十五号の前に次の一号を加える。

二百二十四の五 ジエチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルカルビトール)

別表第九第二百二十九号の次に次の二号を加える。

二百二十九の二 二―(一・三―ジオキサラン―二―イル)―フェニル―N―メチルカルバメート

二百二十九の三 シクロスポリン

別表第九第二百三十二号の次に次の一号を加える。

二百三十二の二 シクロヘキシミド

別表第九第二百三十八号の次に次の二号を加える。

二百三十八の二 シクロホスファミド及びその一水和物

二百三十八の三 二・四―ジクロルフエニル四―ニトロフエニルエーテル (別名NIP)

別表第九第二百四十号の次に次の二号を加える。

二百四十の二 四・四―(二・二―ジクロロエタン―一・一―ジイル)ジ (クロロベンゼン)

二百四十の三 ジクロロエチルホルマール

別表第九第二百四十一号の二を第二百四十一号の三とし、第二百四十一号の次に次の一号を加える。

二百四十一の二 四・四―(二・二―ジクロロエタン―一・一―ジイル)ジ (クロロベンゼン)

別表第九第二百四十八号の次に次の三号を加える。

二百四十八の二 一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン

二百四十八の三 二・四―ジクロロ――ニトロベンゼン

二百四十八の四 二・二―ジクロロ―N―「二―ヒドロキシ――（ヒドロキシメチル）―二―（四―ニ

トロフェニル）エチル」アセトアミド（別名クロラムフェニコール）

別表第九第二百四十九号の次に次の二号を加える。

二百四十九の二 (RS) ―三―（三・五―ジクロロフェニル）―五―メチル―五―ビニル―一・三―オ

キサゾリジン―二・四―ジオン（別名ビンクロゾリン）

二百四十九の三 三―（三・四―ジクロロフェニル）―一―メトキシ―一―メチル尿素（別名リニユロ

ン）

別表第九第二百五十一号の次に次の一号を加える。

二百五十一の二 (RS) ―二―（二・四―ジクロロフェノキシ）プロピオン酸（別名ジクロルプロッ

プ）

別表第九第二百五十八号の次に次の一号を加える。

二百五十八の二 ジシアノメタン（別名マロノニトリル）

別表第九第二百六十八号の次に次の一号を加える。

二百六十八の二 ジナトリウムⅡ四―アミノ―三―〔四〕―(二・四―ジアミノフェニルアゾ)―一・一―

ビフェニル―四―イルアゾ〕―五―ヒドロキシ―六―フェニルアゾ―二・七―ナフタレンジスルホナ―

ト(別名C Iダイレクトブラック三十八)

別表第九第二百七十二号の次に次の二号を加える。

二百七十二の二 二・六―ジニトロトルエン

二百七十二の三 二・四―ジニトロフェノール

別表第九第二百七十三号の次に次の一号を加える。

二百七十三の二 二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フェノール

別表第九第二百七十五号の次に次の一号を加える。

二百七十五の二 ジビニルスルホン(別名ビニルスルホン)

別表第九第二百七十六号の次に次の一号を加える。

二百七十六の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン

別表第九第二百七十七号の次に次の一号を加える。

二百七十七の二 五・五―ジフェニル―二・四―イミダゾリジンジオン

別表第九第二百七十八号の次に次の一号を加える。

二百七十八の二 ジプロピル―四―メチルチオフェニルホスフェイト

別表第九第二百八十一号の次に次の二号を加える。

二百八十一の二 ジベンゾ「a・j」アクリジン

二百八十一の三 ジベンゾ「a・h」アントラセン（別名一・二…五・六―ジベンゾアントラセン）

別表第九第二百八十六号の次に次の一号を加える。

二百八十六の二（四―「四―（ジメチルアミノ）フェニル」（フェニル）メチリデン」シクロヘキサ

―二・五―ジエン―イリデン）（ジメチル）アンモニウムクロリド（別名マラカイトグリーン塩

酸塩）

別表第九第二百八十七号の次に次の一号を加える。

二百八十七の二 N・N―ジメチルエチルアミン

別表第九第二百九十号の次に次の一号を加える。

二百九十の二 三・七—ジメチルキサントン（別名テオブロミン）

別表第九中第二百九十二号の二を第二百九十二号の四とし、第二百九十二号の次に次の二号を加える。

二百九十二の二 N・N—ジメチルチオカルバミン酸S—四—フェノキシブチル（別名フェノチオカル
ブ）

二百九十二の三 O・O—ジメチル—チオホスホリル—クロリド

別表第九第二百九十六号を次のように改める。

二百九十六 一・一—ジメチル—四・四—ビピリジニウム塩

別表第九中第二百九十七号を削り、第二百九十八号を第二百九十七号とし、第二百九十九号を第二百九十
八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百九十九 (一R・三R)—二・二—ジメチル—三—(二—メチル—一—プロペニル)シクロプロパン

カルボン酸(五—フェニルメチル—三—フラニル)メチル

二百九十九の二 一・二—ジメトキシエタン

別表第九第三百四号の次に次の一号を加える。

三百四の二 十三酸化八ほう素二ナトリウム四水和物

別表第九中第三百十二号を削り、第三百十一号を第三百十二号とし、第三百十号を第三百十一号とし、第三百九号の次に次の一号を加える。

三百十 硝酸リチウム

別表第九第三百三十二号の次に次の一号を加える。

三百三十二の二 L―セリル―L―バリル―L―セリル―L―グルタミン―L―イソロイシル―L―グル
タミニル―L―ロイシル―L―メチオニル―L―ヒスチジル―L―アスパラギニル―L―ロイシルグリ
シル―L―リシル―L―ヒスチジル―L―ロイシル―L―アスパラギニル―L―セリル―L―メチオニ
ル―L―グルタミン―L―アルギニル―L―バリル―L―グルタミン―L―トリプトフィル―L―ロイ
シル―L―アルギニル―L―リシル―L―リシル―L―ロイシル―L―グルタミン―L―アスパルチ
ル―L―バリル―L―ヒスチジル―L―アスパラギニル―L―フェニルアラニン（別名テリパラチド）

別表第九第三百三十三号の次に次の一号を加える。

三百三十三の二 ダイオキシソリン類（別表第三第一号3に掲げる物に該当するものを除く。）

別表第九第三百三十四号の次に次の一号を加える。

三百三十四の二 三―（四―ターシャリーブチルフェニル）―二―メチルプロパナール

別表第九第三百三十七号の次に次の一号を加える。

三百三十七の二 炭酸リチウム

別表第九第三百三十八号の次に次の二号を加える。

三百三十八の二 二―（一・三―チアゾール―四―イル）―一H―ベンゾイミダゾール

三百三十八の三 二―チオキソ―三・五―ジメチルテトラヒドロ―二H―一・三・五―チアジアジン（別

名ダゾメット）

別表第九第三百四十六号の次に次の一号を加える。

三百四十六の二 チオりん酸O・O―ジエチル―O―（二―ピラジニル）（別名チオナジン）

別表第九第三百五十一号の次に次の一号を加える。

三百五十一の二 デキストラン鉄

別表第九中第三百六十二号を削り、第三百六十三号を第三百六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百六十三 一・二・三・四―テトラクロロベンゼン

別表第九第三百六十八号の次に次の一号を加える。

三百六十八の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ (Z)―三―(二―クロロ―

三・三・三―トリフルオロ―プロペニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

(別名テフルトリン)

別表第九第三百七十二号の次に次の一号を加える。

三百七十二の二 テトラメチル尿素

別表第九第三百八十号の次に次の二号を加える。

三百八十の二 (一) S―トランス)―七―クロロ―二・四・六―トリメトキシ―六―メチルスピロ〔ベン

ゾフラン―二 (三H)・一―シクロヘキサ―二―エン〕―三・四―ジオン (別名グリセオフルビン)

三百八十の三 トリウムⅡビス (エタンジオアート)

別表第九第三百八十二号の次に次の二号を加える。

三百八十二の二 トリエチレンチオホスホルアミド (別名チオテパ)

三百八十二の三 トリクロロアセトアルデヒド (別名クロラール)

別表第九第三百八十三号の次に次の一号を加える。

三百八十三の二 二・二・二―トリクロロ―一・一―エタンジオール (別名抱水クロラール)

別表第九第三百八十九号の次に次の一号を加える。

三百八十九の二 トリクロロ (フェニル) シラン

別表第九第三百九十九号の次に次の一号を加える。

三百九十九の二 トリニトロレゾルシン鉛

別表第九第四百号の次に次の一号を加える。

四百の二 トリブチルアミン

別表第九第四百二号の次に次の一号を加える。

四百二の二 二・四・六―トリメチルアニリン (別名メシジン)

別表第九第四百三号の次に次の一号を加える。

四百三の二 一・三・七―トリメチルキサンチン（別名カフェイン）

別表第九第四百四号の次に次の二号を加える。

四百四の二 一・一―トリメチロールプロパントリアクリル酸エステル

四百四の三 五―「（三・四・五―トリメトキシフェニル）メチル」ピリミジン―二・四―ジアミン

別表第九第四百七号の次に次の一号を加える。

四百七の二 ナトリウム―二―プロピルペンタノアールト

別表第九第四百八号の次に次の一号を加える。

四百八の二 ナフタレン―一・四―ジオン

別表第九第四百十三号の次に次の一号を加える。

四百十三の二 二酢酸ジオキシドウラン（VI）及びその二水和物

別表第九第四百十六号の次に次の一号を加える。

四百十六の二 二硝酸ジオキシドウラン（VI）六水和物

別表第九第四百二十三号の次に次の一号を加える。

四百二十三の二 六―ニトロクリセン

別表第九第四百二十四号の次に次の一号を加える。

四百二十四の二 N―ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩

別表第九第四百二十六号の次に次の二号を加える。

四百二十六の二 一―ニトロピレン

四百二十六の三 一―(四―ニトロフェニル)―三―(三―ピリジルメチル)ウレア

別表第九第四百二十九号の次に次の一号を加える。

四百二十九の二 二ナトリウムⅡエタン―一・二―ジイルジカルバモジチオアート

別表第九第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十六の二 発煙硫酸

別表第九第四百三十九号の次に次の一号を加える。

四百三十九の二 パラ―エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)

別表第九第四百四十号の次に次の二号を加える。

四百四十の二 パラークロロ―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロトルエン

四百四十の三 パラークロロトルエン

別表第九第四百四十二号の次に次の一号を加える。

四百四十二の二 パラーターシャリーブチル安息香酸

別表第九第四百四十四号の次に次の一号を加える。

四百四十四の二 パラーニトロ安息香酸

別表第九第四百四十七号の次に次の一号を加える。

四百四十七の二 パラーメトキシニトロベンゼン

別表第九第四百四十九号の次に次の一号を加える。

四百四十九の二 二・ニ―ビオキシラン

別表第九第四百五十二号の次に次の一号を加える。

四百五十二の二 四―〔四―〔ビス（ニ―クロロエチル）アミノ〕フェニル〕ブタン酸

別表第九第四百五十四号の次に次の三号を加える。

四百五十四の二 N・N―ビス(二―クロロエチル)―二―ナフチルアミン

四百五十四の三 N・N'―ビス(二―クロロエチル)―N―ニトロソ尿素

四百五十四の四 ビス(二―クロロエチル)メチルアミン(別名HN二)

別表第九第四百五十五号の次に次の一号を加える。

四百五十五の二 ビス(三・四―ジクロロフェニル)ジアゼン

別表第九第四百五十七号の次に次の四号を加える。

四百五十七の二 二・二―ビス(四'―ヒドロキシ―三'・五'―ジブロモフェニル)プロパン

四百五十七の三 五・八―ビス「二―(二―ヒドロキシエチルアミノ)エチルアミノ」―一・四―アント

ラキノンジオール \parallel 二塩酸塩

四百五十七の四 三・三―ビス(四―ヒドロキシフェニル)―一・三―ジヒドロイソベンゾフラン―一―

オン(別名フェノールフタレイン)

四百五十七の五 S・S―ビス(一―メチルプロピル) \parallel O―エチル \parallel ホスホロジチオアート(別名カズ

サホス)

別表第九第四百五十九号及び第四百六十号を次のように改める。

四百五十九 ヒドラジン及びその一水和物

四百六十 ヒドラジンチオカルボヒドラジド

別表第九第四百六十号の次に次の六号を加える。

四百六十の二 二―ヒドロキシアセトニトリル

四百六十の三 三―ヒドロキシ―一・三・五(十)―エストラトリエン―十七―オン(別名エストロン)

四百六十の四 八―ヒドロキシキノリン(別名八―キノリノール)

四百六十の五 (五S・五aR・八aR・九R)―九―(四―ヒドロキシ―三・五―ジメトキシフェニ

ル)―八―オキソ―五・五a・六・八・八a・九―ヘキサヒドロフロ「三・四^ノ・六・七」ナフト「二・

三―d」「一・三」ジオキソール―五―イル^ル四・六―O―「(R)―エチリデン」―ベータ―D―グ

ルコピラノシド(別名エトポシド)

四百六十の六 (五S・五aR・八aR・九R)―九―(四―ヒドロキシ―三・五―ジメトキシフェニ

ル)―八―オキソ―五・五 a・六・八・八 a・九―ヘキサヒドロフロ「三・四・六・七」ナフト「二・三―d」「二・三」ジオキソール―五―イル||四・六―O―「(R)―二―チエニルメチリデン」―ベータ―D―グルコピラノシド(別名テニポシド)

四百六十の七 N―(ヒドロキシメチル)アクリルアミド

別表第九中第四百六十四号の二を第四百六十四号の三とし、第四百六十四号の次に次の一号を加える。

四百六十四の二 四―ビニルピリジン

別表第九中第四百六十八号の二を第四百六十八号の四とし、第四百六十八号の次に次の二号を加える。

四百六十八の二 フィズスチグミン(別名エセリン)

四百六十八の三 フェニルアセトニトリル(別名シアン化ベンジル)

別表第九第四百六十九号の次に次の一号を加える。

四百六十九の二 二―(フェニルパラクロルフェニルアセチル)―一・三―インダンジオン

別表第九第四百七十七号の次に次の一号を加える。

四百七十七の二 フタル酸ジイソブチル

別表第九第四百七十八号の次に次の一号を加える。

四百七十八の二 フタル酸ジシクロヘキシル

別表第九第四百七十九号の次に次の二号を加える。

四百七十九の二 フタル酸ジヘキシル

四百七十九の三 フタル酸ジペンチル

別表第九第四百八十号の次に次の一号を加える。

四百八十の二 フタル酸ノルマル―ブチル―ベンジル

別表第九第四百八十二号の二を第四百八十二号の三とし、第四百八十二号の次に次の一号を加える。

四百八十二の二 ブタン―一・四―ジイル―ジメタンスルホナート

別表第九第四百八十三号の次に次の二号を加える。

四百八十三の二 ブチルイソシアネート

四百八十三の三 ブチルリチウム

別表第九第四百八十六号の次に次の一号を加える。

四百八十六の二 弗素エデン閃石^{せん}

別表第九第四百八十八号の二の次に次の一号を加える。

四百八十八の三 五―フルオロウラシル

別表第九中第四百九十二号の二を第四百九十二号の三とし、第四百九十二号の次に次の一号を加える。

四百九十二の二 プロパンニトリル（別名プロピオノニトリル）

別表第九第四百九十四号の次に次の一号を加える。

四百九十四の二 二―プロピル吉草酸

別表第九第四百九十六号の次に次の一号を加える。

四百九十六の二 N・N'―プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物（別名プロピネブ）

別表第九第四百九十七号の二の次に次の一号を加える。

四百九十七の三 ブロムアセトン

別表第九第五百号の次に次の一号を加える。

五百の二 ブロモジクロロ酢酸

別表第九第五百十六号の三の次に次の二号を加える。

五百十六の四 ヘキサブROMシクロドデカン

五百十六の五 ヘキサメチルパラローズアニリンクロリド（別名クリスタルバイオレット）

別表第九第五百二十四号を次のように改める。

五百二十四 一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―二・三―エポキシ―二・三・三a・四・七・

七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）

別表第九中第五百三十号の二を第五百三十号の四とし、第五百三十号の次に次の二号を加える。

五百三十の二 ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名PFOS）

五百三十の三 ペルフルオロノナン酸

別表第九第五百三十六号の次に次の一号を加える。

五百三十六の二 ペンタカルボニル鉄

別表第九第五百四十三号の次に次の一号を加える。

五百四十三の二 ほう酸アンモニウム

別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号の次に次の一号を加える。

五百四十五の二 ポリ「ゲアニジン—N・N'—ジイルヘキサシ—一・六—ジイルイミノ（イミノメチレン）」塩酸塩

別表第九第五百五十六号の次に次の四号を加える。

五百五十六の二 メタクリル酸二—イソシアナトエチル

五百五十六の三 メタクリル酸二・三—エポキシプロピル

五百五十六の四 メタクリル酸クロリド

五百五十六の五 メタクリル酸二—（ジエチルアミノ）エチル

別表第九第五百六十号の次に次の三号を加える。

五百六十の二 メタバナジン酸アンモニウム

五百六十の三 メタンスルホニル—クロリド

五百六十の四 メタンスルホニル—フルオリド

別表第九第五百六十八号の次に次の一号を加える。

五百六十八の二 メチル||イソチオシアネート

別表第九第五百六十九号の次に次の一号を加える。

五百六十九の二 メチルイソプロペニルケトン

別表第九第五百七十三号の次に次の二号を加える。

五百七十三の二 メチル||カルボノクロリダート

五百七十三の三 メチル||三|クロロ|五| (四・六|ジメトキシ|二|ピリミジニルカルバモイルスル

ファモイル) |一|メチルピラゾール|四|カルボキシラート (別名ハロスルフロンメチル)

別表第九第五百七十七号の次に次の一号を加える。

五百七十七の二 N|メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム)

別表第九第五百七十九号の次に次の一号を加える。

五百七十九の二 メチル|N'|・N'|ジメチル|N|「(メチルカルバモイル) オキシ」|一|チオオキサ

ムイミデート (別名オキサミル)

別表第九第五百八十四号の次に次の二号を加える。

五百八十四の二 N―メチル―N―ニトロソ尿素

五百八十四の三 N―メチル―N'―ニトロ―N―ニトロソグアニジン

別表第九中第五百八十八号の二を第五百八十八号の三とし、第五百八十八号の次に次の一号を加える。

五百八十八の二 三―(一―メチル―二―ピロリジニル)ピリジン硫酸塩(別名ニコチン硫酸塩)

別表第九第五百八十九号の次に次の一号を加える。

五百八十九の二 三―メチル―一―(プロパン―二―イル)―一H―ピラゾール―五―イル||ジメチルカ

ルバマート

別表第九第五百九十号の次に次の一号を加える。

五百九十の二 メチル―(四―ブロム―二・五―ジクロルフエニル)―チオノベンゼンホスホネイト

別表第九第五百九十一号の次に次の一号を加える。

五百九十一の二 メチル||ベンゾイミダゾール―二―イルカルバマート(別名カルベンダジム)

別表第九第五百九十三号の次に次の三号を加える。

五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド

五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル

五百九十三の四 N—メチルホルムアミド

別表第九第五百九十五号の次に次の二号を加える。

五百九十五の二 二—メチル—「四—(メチルチオ)フェニル」—二—モルホリノ—プロパノン

五百九十五の三 七—メチル—三—メチレン—一・六—オクタジエン

別表第九第五百九十八号の次に次の二号を加える。

五百九十八の二 四・四—メチレンビス(N・N—ジメチルアニリン)

五百九十八の三 メチレンビスチオシアネート

別表第九第五百九十九号の次に次の五号を加える。

五百九十九の二 四・四—メチレンビス(二—メチルシクロヘキサミン)

五百九十九の三 メトキシ酢酸

五百九十九の四 四—メトキシ—七H—フロ「三・二—g」 「二」ベンゾピラン—七—オン

五百九十九の五 九—メトキシ—七H—フロ「三・二—g」 「二」ベンゾピラン—七—オン

五百九十九の六 四―メトキシベンゼン―一・三―ジアミン硫酸塩

別表第九第六百二号の次に次の五号を加える。

六百二の二 六―メルカプトプリン

六百二の三 二―メルカプトベンゾチアゾール

六百二の四 モノフルオール酢酸

六百二の五 モノフルオール酢酸アミド

六百二の六 モノフルオール酢酸パラブROMアニリド

別表第九中第六百五号を削り、第六百六号を第六百五号とし、第六百七号を第六百六号とし、同号の次に

次の六号を加える。

六百六の二 四ナトリウム〓六・六―「(三・三―ジメトキシ「二・一―ビフェニル」―四・四―ジイ

ル)ビス(ジアゼニル)」ビス(四―アミノ―五―ヒドロキシナフタレン―一・三―ジスルホナート)

六百六の三 四ナトリウム〓六・六―「(二・一―ビフェニル」―四・四―ジイル)ビス(ジアゼニ

ル)」ビス(四―アミノ―五―ヒドロキシナフタレン―二・七―ジスルホナート)

六百六の四 ラクトニトリル（別名アセトアルデヒドシアンヒドリン）

六百六の五 ラサロシド

六百六の六 リチウムⅡビス（トリフルオロメタンスルホン）イミド

六百七 硫化カリウム

別表第九第六百二十五号を次のように改める。

六百二十五 りん酸トリス（二―クロロエチル）

別表第九第六百二十六号の次に次の二号を加える。

六百二十六の二 りん酸トリス（ジメチルフェニル）

六百二十六の三 りん酸トリトリル

別表第九第六百二十八号の次に次の一号を加える。

六百二十八の二 りん酸トリメチル

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第九条の三第二号に掲げる設備（この政令による改正前の労働安全衛生法施行令（同項において「旧令」という。）第九条の三第二号に掲げる設備に該当するものを除く。）に係る労働安全衛生法第三十一条の二に規定する作業に係る仕事であつて、この政令の施行の日前に当該仕事に係る請負契約が締結されたものについては、令和五年九月三十日までの間は、同条の規定は、適用しない。

3 新令第十八条第一号及び第二号に掲げる物（旧令第十八条第一号及び第二号に掲げる物に該当するものを除く。）であつて、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日において現に存するものについては、令和七年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

理由

注文者の講ずべき請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置の対象となる設備の範囲及び職長等に対する安全衛生教育を行うべき業種の範囲を拡大するとともに、譲渡し、又は提供する者がその名称等を表示する等の措置を講ずべき危険物及び有害物を追加する等の必要があるからである。

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十一条の二の政令で定める設備） 第九条の三 法第三十一条の二の政令で定める設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備（移動式以外のものに限る。）及びその附属設備</p> <p>（定期に自主検査を行うべき機械等） 第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 動力により駆動されるシャシー</p> <p>四 九 （略）</p> <p>十 特定化学設備（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）及びその附属設備</p> <p>十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（職長等の教育を行うべき業種） 第十九条 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（法第三十一条の二の政令で定める設備） 第九条の三 法第三十一条の二の政令で定める設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定化学設備（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。第十五条第一項第十号において同じ。）及びその附属設備</p> <p>（定期に自主検査を行うべき機械等） 第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 動力により駆動されるシャシー</p> <p>四 九 （略）</p> <p>十 特定化学設備及びその附属設備</p> <p>十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（職長等の教育を行うべき業種） 第十九条 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p>

二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ たばこ製造業

ロ・ハ (略)

ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
（削る）

三 三六 (略)

別表第三 特定化学物質（第六条、第十五条、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一 一三 (略)

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）

一 一三 (略)

三の二 アクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル

四 四八 (略)

八の二 アザチオプリン

九 九一の三 (略)

十一の四 アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）

十一の五 (略)

十二 一八 (略)

十八の二 アセトンチオセミカルバゾン

十九 (略)

十九の二 アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物

十九の三 アフラトキシン

二十 二一 (略)

二十一の二 ニ―アミノエタンチオール（別名システアミン）

二十一の三 N―（ニ―アミノエチル）―ニ―アミノエタノール

二十一の四 三―アミノ―N―エチルカルバゾール

二十二 二四 (略)

二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油
脂製造業を除く。）

ロ・ハ (略)

ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

三 三六 (略)

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係）

一 一三 (略)

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）

一 一三 (略)

（新設）

四 四八 (略)

（新設）

九 九一の三 (略)

（新設）

十一の四 (略)

十二 一八 (略)

（新設）

十九 (略)

（新設）

二十 二一 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

二十二 二四 (略)

二十四の二 (S)―二―アミノ―三―〔四―〔ビス(二―クロ
ロエチル)アミノ〕フェニル〕プロパン酸(別名メルファラン
)

二十四の三 二―アミノ―四―〔ヒドロキシ(メチル)ホスホリ
ル〕ブタン酸及びそのアンモニウム塩

二十五 (略)

二十五の二 三―アミノ―一―プロペン

二十五の三 四―アミノ―一―ベータ―D―リボフラノシル―一
・三・五―トリアジン―二(一H)―オン

二十六〓二十八 (略)

二十八の二 四―アリル―一・二―ジメトキシベンゼン

二十九〓三十三 (略)

三十三の二 十七アルファ―アセチルオキシ―六―クロロ―プレ
グナ―四・六―ジエン―三・二十一―ジオン

三十四〓三十八 (略)

三十八の二 アントラセン

三十九〓四十 (略)

四十の二 イソシアン酸三・四―ジクロロフェニル

四十一・四十二 (略)

四十二の二 四・四―イソプロピリデンジフェノール(別名ビス
フェノールA)

四十三〓五十五 (略)

五十五の二 イブプロフェン

五十六〓五十九 (略)

五十九の二 ウラン

六十〓六十四 (略)

六十四の二 O―エチル―O―(二―イソプロポキシカルボニル
フェニル)―N―イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソ
フェンホス)

六十五 (略)

六十五の二 O―エチル〓S・S―ジプロピル〓ホスホロジチオ

(新設)

(新設)

二十五 (略)

(新設)

(新設)

二十六〓二十八 (略)

(新設)

二十九〓三十三 (略)

(新設)

三十四〓三十八 (略)

(新設)

三十九〓四十 (略)

(新設)

四十一・四十二 (略)

(新設)

四十三〓五十五 (略)

(新設)

五十六〓五十九 (略)

(新設)

六十〓六十四 (略)

(新設)

六十五 (略)

(新設)

アート (別名エトプロホス)
 六十六 (略)
 六十六の二 N―エチル―N―ニトロソ尿素
 六十七 (略)
 六十七の二 一―エチルピロリジン―二―オン
 六十八 (略)
 六十八の二 五―エチル―五―フェニルバルビツル酸 (別名フェ
 ノバルビタル)
 六十八の三 S―エチル―ヘキサヒドロ―H―アゼピン―
 カルボチオアート (別名モリネート)
 六十九・七十 (略)
 七十の二 (三S・四R) 一―三―エチル―四―「一―メチル―
 一H―イミダゾール―五―イル」メチル」オキソラン―二―オ
 ン (別名ピロカルピン)
 七十一 (略)
 七十一の二 O―エチル||S―一―メチルプロピル|| (二―オキ
 ソ―三―チアゾリジニル) ホスホノチオアート (別名ホスチア
 ゼート)
 七十二〜七十五 (略)
 七十五の二 エチレングリコールジエチルエーテル (別名一・二
 ―ジエトキシエタン)
 七十六〜八十三 (略)
 八十三の二 N・N―エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マン
 ガン (別名マンネブ)
 八十四〜八十七 (略)
 八十七の二 エフェドリン
 八十八〜九十四 (略)
 九十四の二 塩化アクリロイル
 九十五〜百三 (略)
 百三の二 塩基性フタル酸鉛
 百四〜百十 (略)

六十六 (略)
 (新設)
 六十七 (略)
 (新設)
 六十八 (略)
 (新設)
 (新設)
 六十九・七十 (略)
 (新設)
 七十一 (略)
 (新設)
 七十二〜七十五 (略)
 (新設)
 七十六〜八十三 (略)
 (新設)
 八十四〜八十七 (略)
 (新設)
 八十八〜九十四 (略)
 (新設)
 九十五〜百三 (略)
 (新設)
 百四〜百十 (略)

百十の二一・一―オキシビス(二・三・四・五・六―ペンタブ
 ロモベンゼン) (別名デカプロモジフェニルエーテル)
 百十一 (略)
 百十一の二 オキシラン―二―カルボキサミド
 百十一の三 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
 百十二～百十四 (略)
 百十四の二 オクタプロモジフェニルエーテル
 百十四の三 オクタメチルピロホスホルアミド (別名シュラーダ
 ン)
 百十五 (略)
 百十五の二 オクチルアミン (別名モノオクチルアミン)
 百十六～百二十五 (略)
 百二十五の二 過酢酸
 百二十六～百三十六 (略)
 百三十六の二 キノリン及びその塩酸塩
 百三十七～百四十六 (略)
 百四十六の二 ニークロロエタンスルホニルクロリド
 百四十七 (略)
 百四十七の二 N―(ニークロロエチル)―N―シクロヘキシル
 ―N―ニトロソ尿素
 百四十七の三 N―(ニークロロエチル)―N―ニトロソ―N―
 [(二R・三R・四S・五R)―三・四・五・六―テトラヒド
 ロキシ―オキソヘキサ―ニール]尿素
 百四十七の四 N―(ニークロロエチル)―N―(四―メチルシ
 クロヘキシル)―N―ニトロソ尿素
 百四十七の五 ニークロロ―N―(エトキシメチル)―N―(ニ
 ―エチル―六―メチルフェニル)アセトアミド
 百四十八 (略)
 百四十八の二 クロロギ酸エチル (別名クロロ炭酸エチル)
 百四十八の三 三―クロロ―N―(三―クロロ―五―トリフルオ
 ロメチル―二―ピリジル)―アルファ・アルファ・アルファ―

(新設)
 百十一 (略)
 (新設)
 (新設)
 百十二～百十四 (略)
 (新設)
 (新設)
 百十五 (略)
 (新設)
 百十六～百二十五 (略)
 (新設)
 百二十六～百三十六 (略)
 (新設)
 百三十七～百四十六 (略)
 (新設)
 百四十七 (略)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 百四十八 (略)
 (新設)
 (新設)

トリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トルイジン（別名フルアジナム）
 百四十八の四（略）
 百四十九（略）
 百四十九の二 クロロ炭酸フェニルエステル
 百五十（略）
 百五十の二 一―クロロ―四―（トリクロロメチル）ベンゼン
 百五十の三 クロロトリフルオロエタン（別名HCFCl―一三三―）
 百五十一・百五十二（略）
 百五十二の二 二―クロロニトロベンゼン
 百五十三（略）
 百五十三の二 三―（六―クロロピリジン―三―イルメチル）―一・三―チアゾリジン―二―イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）
 百五十三の三 四―〔四―（四―クロロフェニル）―四―ヒドロキシピペリジン―一―イル〕―一―（四―フルオロフェニル）ブタン―一―オン（別名ハロペリドール）
 百五十四～百五十五の三（略）
 百五十五の四 三―クロロ―一・二―プロパンジオール
 百五十六～百六十二の二（略）
 百六十二の三 一―クロロ―二―メチル―一―プロペン（別名一―クロロイソブチレン）
 百六十三～百七十五（略）
 百七十五の二 コレカルシフェロール（別名ビタミンD三）
 百七十六～百八十四（略）
 百八十四の二 酢酸マンガン（II）
 百八十五・百八十六（略）
 百八十六の二 三塩化ほう素
 百八十七～二百一（略）
 二百一の二 ジアセトキシプロペン

百四十八の二（略）
 百四十九（略）
 （新設）
 百五十（略）
 （新設）
 （新設）
 百五十一・百五十二（略）
 （新設）
 百五十三（略）
 （新設）
 （新設）
 百五十四～百五十五の三（略）
 （新設）
 百五十六～百六十二の二（略）
 （新設）
 百六十三～百七十五（略）
 （新設）
 百七十六～百八十四（略）
 （新設）
 百八十五・百八十六（略）
 （新設）
 百八十七～二百一（略）
 （新設）

二百二〇～二百十六 (略)
 二百十六の二 (SP—四—二) —ジアンミンジクロリド白金(別名シスプラチン)
 二百十六の三 ジイソブチルアミン
 二百十七 (略)
 二百十七の二 二・三・四・五—ジ—O—イソプロピリデン—
 —O—スルファモイル—ベーターD—フルクトピラノース
 二百十八 (略)
 二百十八の二 ジイソプロピル—S—(エチルスルフィニルメチル)—ジチオホスフェイト
 二百十九 (略)
 二百十九の二 N・N—ジエチル亜硝酸アミド
 二百二十・二百二十一 (略)
 二百二十一の二 ジエチル—四—クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
 二百二十二 (略)
 二百二十二の二 ジエチル—
 —二—クロルビニルホスフェイト
 二百二十二の三 ジエチル—(一・三—ジチオシクロペンチリデン)—チオホスホルアミド
 二百二十二の四 ジエチルスチルベストロール(別名スチルベストロール)
 二百二十三～二百二十四の二 (略)
 二百二十四の三 ジエチルホスホロクロリドチオネート
 二百二十四の四 (略)
 二百二十四の五 ジエチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルカルビトール)
 二百二十五～二百二十九 (略)
 二百二十九の二 二—(一・三—ジオキソラン—ニ—イル)—フ
 エニル—N—メチルカルバメート
 二百二十九の三 シクロスポリン

二百二〇～二百十六 (略)
 (新設)
 (新設)
 二百十七 (略)
 (新設)
 二百十八 (略)
 (新設)
 二百十九 (略)
 (新設)
 二百二十・二百二十一 (略)
 (新設)
 二百二十二 (略)
 (新設)
 (新設)
 二百二十三～二百二十四の二 (略)
 (新設)
 二百二十四の三 (略)
 (新設)
 二百二十五～二百二十九 (略)
 (新設)
 (新設)

二百三十〇～二百三十二 (略)
 二百三十二の二 シクロヘキシミド
 二百三十三～二百三十八 (略)
 二百三十八の二 シクロホスファミド及びその一水和物
 二百三十八の三 二・四―ジクロルフエニル四―ニトロフェニル
 エーテル (別名NIP)
 二百三十九・二百四十 (略)
 二百四十の二 四・四―(二・二―ジクロロエタン―一・一―ジ
 イル)ジ (クロロベンゼン)
 二百四十の三 ジクロロエチルホルマール
 二百四十一 (略)
 二百四十一の二 四・四―(二・二―ジクロロエテン―一・一―
 ジイル)ジ (クロロベンゼン)
 二百四十一の三 (略)
 二百四十二～二百四十八 (略)
 二百四十八の二 一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン
 二百四十八の三 二・四―ジクロロ―一―ニトロベンゼン
 二百四十八の四 二・二―ジクロロ―N―〔二―ヒドロキシ―一
 ―(ヒドロキシメチル)―二―(四―ニトロフェニル)エチル
 〕アセトアミド (別名クロラムフェニコール)
 二百四十九 (略)
 二百四十九の二 (RS)―三―(三・五―ジクロロフェニル)
 ―五―メチル―五―ビニル―一・三―オキサゾリジン―二・四
 ―ジオン (別名ビンクロゾリン)
 二百四十九の三 三―(三・四―ジクロロフェニル)―一―メト
 キシー―一―メチル尿素 (別名リニユロン)
 二百五十・二百五十一 (略)
 二百五十一の二 (RS)―二―(二・四―ジクロロフェノキシ
)プロピオン酸 (別名ジクロルプロップ)
 二百五十二～二百五十八 (略)
 二百五十八の二 ジシアノメタン (別名マロノニトリル)

二百三十〇～二百三十二 (略)
 (新設)
 二百三十三～二百三十八 (略)
 (新設)
 (新設)
 二百三十九・二百四十 (略)
 (新設)
 (新設)
 二百四十一 (略)
 (新設)
 二百四十一の二 (略)
 二百四十二～二百四十八 (略)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 二百四十九 (略)
 (新設)
 (新設)
 二百五十・二百五十一 (略)
 (新設)
 二百五十二～二百五十八 (略)
 (新設)

二百五十九〜二百六十八 (略)

二百六十八の二 ジナトリウムⅡ四―アミノ―三―〔四―(二・四―ジアミノフェニルアゾ)―一・一―ビフェニル―四―イルアゾ〕―五―ヒドロキシ―六―フェニルアゾ―二・七―ナフタレンジスルホナート (別名C Iダイレクトブラック三十八)

二百六十九〜二百七十二 (略)

二百七十二の二 二・六―ジニトロトルエン

二百七十二の三 二・四―ジニトロフェノール

二百七十三 (略)

二百七十三の二 二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フェノール

二百七十四・二百七十五 (略)

二百七十五の二 ジビニルスルホン (別名ビニルスルホン)

二百七十六 (略)

二百七十六の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン

二百七十七 (略)

二百七十七の二 五・五―ジフェニル―二・四―イミダゾリジンジオン

二百七十八 (略)

二百七十八の二 ジプロピル―四―メチルチオフェニルホスフェイト

二百七十九〜二百八十一 (略)

二百八十一の二 ジベンズ〔a・j〕アクリジン

二百八十一の三 ジベンズ〔a・h〕アントラセン (別名一・二・五・六―ジベンズアントラセン)

二百八十二〜二百八十六 (略)

二百八十六の二 (四―〔四―(ジメチルアミノ)フェニル〕(フェニル)メチリデン〕シクロヘキサ―二・五―ジエン―一―イリデン (ジメチル) アンモニウムⅡクロリド (別名マラカイトグリーン塩酸塩)

二百五十九〜二百六十八 (略)

(新設)

二百六十九〜二百七十二 (略)

(新設)

二百七十二 (略)

(新設)

二百七十三 (略)

(新設)

二百七十四・二百七十五 (略)

(新設)

二百七十六 (略)

(新設)

二百七十七 (略)

(新設)

二百七十八 (略)

(新設)

二百七十九〜二百八十一 (略)

(新設)

二百八十二〜二百八十六 (略)

(新設)

二百八十六 (略)

(新設)

二百八十七 (略)

二百八十七の二 N・N―ジメチルエチルアミン

二百八十八～二百九十 (略)

二百九十の二 三・七―ジメチルキサンチン (別名テオブロミン)

二百九十一・二百九十二 (略)

二百九十二の二 N・N―ジメチルチオカルバミン酸 S―四―フ
 エノキシブチル (別名フェノチオカルブ)

二百九十二の三 O・O―ジメチル―チオホスホリルクロリド

二百九十二の四 (略)

二百九十三～二百九十五 (略)

二百九十六 一・一―ジメチル―四・四―ビピリジニウム塩

(削る)

二百九十七・二百九十八 (略)

二百九十九 (一R・三R)―二・二―ジメチル―三―(二―メ
 チル―一―プロペニル)シクロプロパンカルボン酸 (五―フェ
 ニルメチル―三―フラニル)メチル

二百九十九の二 一・二―ジメトキシエタン

三百～三百四 (略)

三百四の二 十三酸化八ほう素二ナトリウム四水和物

三百五～三百九 (略)

三百十 硝酸リチウム

三百十一・三百十二 (略)

(削る)

三百十三～三百三十二 (略)

三百三十二の二 L―セリル―L―バリル―L―セリル―L―グ
 ルタミル―L―イソロイシル―L―グルタミニル―L―ロイシ
 ル―L―メチオニル―L―ヒスチジル―L―アスパラギニル―
 L―ロイシルグリシル―L―リシル―L―ヒスチジル―L―ロ

二百八十七 (略)

(新設)

二百八十八～二百九十 (略)

(新設)

二百九十一・二百九十二 (略)

(新設)

(新設)

二百九十二の二 (略)

二百九十三～二百九十五 (略)

二百九十六 一・一―ジメチル―四・四―ビピリジニウムジク
 ロリド (別名パラコート)

二百九十七 一・一―ジメチル―四・四―ビピリジニウムニメタ
 ンスルホン酸塩

二百九十八・二百九十九 (略)

(新設)

(新設)

三百～三百四 (略)

(新設)

三百五～三百九 (略)

(新設)

三百十・三百十一 (略)

三百十二 削除

三百十三～三百三十二 (略)

(新設)

イシルーLーアスパラギニルーLーセリルーLーメチオニルー
 LーグルタミルーLーアルギニルーLーバリルーLーグルタミ
 ルーLートリプトフィルーLーロイシルーLーアルギニルーL
 ーリシルーLーリシルーLーロイシルーLーグルタミニルーL
 ーアスパルチルーLーバリルーLーヒスチジルーLーアスパラ
 ギニルーLーフェニルアラニン(別名テリパラチド)
 三百三十三 (略)
 三百三十三の二 ダイオキシシン類(別表第三第一号3に掲げる物
 に該当するものを除く。)
 三百三十四 (略)
 三百三十四の二 三ー(四ーターシャリーブチルフェニル)ー二
 ーメチルプロパナル
 三百三十五〜三百三十七 (略)
 三百三十七の二 炭酸リチウム
 三百三十八 (略)
 三百三十八の二 二ー(一・三ーチアゾールー四ーイル)ー一H
 ーベンゾイミダゾール
 三百三十八の三 二ーチオキソー三・五ージメチルテトラヒドロ
 ー二Hー一・三・五ーチアジン(別名ダゾメット)
 三百三十九〜三百四十六 (略)
 三百四十六の二 チオりん酸O・OージエチルーOー(二ーピラ
 ジニル)(別名チオナジン)
 三百四十七〜三百五十一 (略)
 三百五十一の二 デキストラン鉄
 三百五十二〜三百六十一 (略)
 (削る)
 三百六十二 (略)
 三百六十三 一・二・三・四ーテトラクロロベンゼン
 三百六十四〜三百六十八 (略)
 三百六十八の二 二・三・五・六ーテトラフルオロー四ーメチル

三百三十三 (略)
 (新設)
 三百三十四 (略)
 (新設)
 三百三十五〜三百三十七 (略)
 (新設)
 三百三十八 (略)
 (新設)
 (新設)
 三百三十九〜三百四十六 (略)
 (新設)
 三百四十七〜三百五十一 (略)
 (新設)
 三百五十二〜三百六十一 (略)
 三百六十二 二・三・七・八ーテトラクロロジベンゾー一・四ー
 ジオキシシン
 三百六十三 (略)
 (新設)
 三百六十四〜三百六十八 (略)
 (新設)

ベンジルⅡ(Z)―Ⅲ―(ニークロロ―Ⅲ・Ⅲ・Ⅲ―トリフル
 オロー―プロペニル)―Ⅱ・Ⅱ―ジメチルシクロプロパンカ
 ルボキシラート(別名テフルトリン)
 三百六十九〜三百七十二 (略)
 三百七十二の二 テトラメチル尿素
 三百七十三〜三百八十 (略)
 三百八十の二 (一S―トランス)―七―クロロ―Ⅱ・Ⅳ・六―
 トリメトキシ―六―メチルスピロ「ベンゾフラン―Ⅱ(三H)
 ・一―シクロヘキサ―Ⅱ―エン」―Ⅲ・Ⅳ―ジオン(別名グリ
 セオフルビン)
 三百八十の三 トリウムⅡビス(エタンジオアート)
 三百八十一・三百八十二 (略)
 三百八十二の二 トリエチレンチオホスホルアミド(別名チオテ
 パ)
 三百八十二の三 トリクロロアセトアルデヒド(別名クロラール
)
 三百八十三 (略)
 三百八十三の二 Ⅱ・Ⅱ・Ⅱ―トリクロロ―Ⅰ・Ⅰ―エタンジ
 オール(別名抱水クロラール)
 三百八十四〜三百八十九 (略)
 三百八十九の二 トリクロロ(フェニル)シラン
 三百九十〜三百九十九 (略)
 三百九十九の二 トリニトロレゾルシン鉛
 四百 (略)
 四百の二 トリブチルアミン
 四百一・四百二 (略)
 四百二の二 Ⅱ・Ⅳ・六―トリメチルアニリン(別名メシジン)
 四百三 (略)
 四百三の二 Ⅰ・Ⅲ・七―トリメチルキサンチン(別名カフェイ
 ン)
 四百四 (略)

三百六十九〜三百七十二 (略)
 (新設)
 三百七十三〜三百八十 (略)
 (新設)
 (新設)
 三百八十一・三百八十二 (略)
 (新設)
 (新設)
 三百八十三 (略)
 (新設)
 三百八十四〜三百八十九 (略)
 (新設)
 三百九十〜三百九十九 (略)
 (新設)
 四百 (略)
 (新設)
 四百一・四百二 (略)
 (新設)
 四百三 (略)
 (新設)
 四百四 (略)

四百四の二 一・一・一 トリメチロールプロパントリアクリル
 酸エステル
 四百四の三 五―「(三・四・五)トリメトキシフェニル」メチ
 ル」ピリミジン―二・四―ジアミン
 四百五〜四百七 (略)
 四百七の二 ナトリウムⅡ二―プロピルペンタノアート
 四百八 (略)
 四百八の二 ナフタレン―一・四―ジオン
 四百九〜四百十三 (略)
 四百十三の二 二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物
 四百十四〜四百十六 (略)
 四百十六の二 二硝酸ジオキシドウラン (VI) 六水和物
 四百十七〜四百二十三 (略)
 四百二十三の二 六―ニトロクリセン
 四百二十四 (略)
 四百二十四の二 N―ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアン
 モニウム塩
 四百二十五・四百二十六 (略)
 四百二十六の二 一―ニトロピレン
 四百二十六の三 一―(四―ニトロフェニル)―三―(三―ピリ
 ジルメチル)ウレア
 四百二十七〜四百二十九 (略)
 四百二十九の二 二ナトリウムⅡエタン―一・二―ジイルジカル
 バモジチオアート
 四百三十〜四百三十六 (略)
 四百三十六の二 発煙硫酸
 四百三十七〜四百三十九 (略)
 四百三十九の二 パラ―エトキシアセトアニリド (別名フェナセ
 チン)
 四百四十 (略)
 四百四十の二 パラ―クロールアルファ・アルファ・アルファ―

(新設)
 (新設)
 四百五〜四百七 (略)
 (新設)
 四百八 (略)
 (新設)
 四百九〜四百十三 (略)
 (新設)
 四百十四〜四百十六 (略)
 (新設)
 四百十七〜四百二十三 (略)
 (新設)
 四百二十四 (略)
 (新設)
 四百二十五・四百二十六 (略)
 (新設)
 (新設)
 四百二十七〜四百二十九 (略)
 (新設)
 四百三十〜四百三十六 (略)
 (新設)
 四百三十七〜四百三十九 (略)
 (新設)
 四百四十 (略)
 (新設)

トリフルオロトルエン	四百四十の三	パラークロトルエン	四百四十一・四百四十二	(略)	
	四百四十二の二	パラーターシャリーブチル安息香酸	四百四十三・四百四十四	(略)	
	四百四十四の二	パラニトロ安息香酸	四百四十五	(略)	
	四百四十七の二	パラメトキシニトロベンゼン	四百四十八・四百四十九	(略)	
	四百四十九の二	二・ニ・ビオキシラン	四百五十	(略)	
	四百五十二の二	四―「四―」ビス(二―クロロエチル)アミノ	「フェニル」ブタン酸	四百五十三・四百五十四	(略)
	四百五十四の二	N・N―ビス(二―クロロエチル)―ニ―ナフ	チルアミン	四百五十四の三	N・N―ビス(二―クロロエチル)―N―ニト
	四百五十四の四	ビス(二―クロロエチル)メチルアミン(別名	ロソ尿素	四百五十四の四	ビス(二―クロロエチル)メチルアミン(別名
	HN二)			四百五十五	(略)
	四百五十五の二	ビス(三・四―ジクロロフェニル)ジアゼン		四百五十六・四百五十七	(略)
	四百五十七の二	二・ニ―ビス(四―ハイドロキシ―三・五―ジ	プロモフェニル)プロパン	四百五十七の三	五・八―ビス「二―(二―ヒドロキシエチルア
	ミノ)エチルアミノ」―	四―アントラキノンジオール	二	塩酸塩	
	四百五十七の四	三・三―ビス(四―ヒドロキシフェニル)―		フタレイン)	

(新設)	四百四十一・四百四十二	(略)
(新設)	四百四十三・四百四十四	(略)
(新設)	四百四十五	(略)
(新設)	四百四十八・四百四十九	(略)
(新設)	四百五十	(略)
(新設)	四百五十二	(略)
(新設)	四百五十三・四百五十四	(略)
(新設)		
(新設)	四百五十五	(略)
(新設)	四百五十六・四百五十七	(略)
(新設)		
(新設)		

四百五十七の五 S・S―ビス(―メチルプロピル) || O―エ
 チル || ホスホロジチオアート(別名カズサホス)
 四百五十八 (略)
 四百五十九 ヒドラジン及びその一水和物
 四百六十 ヒドラジンチオカルボヒドラジド
 四百六十の二 二―ヒドロキシシアセトニトリル
 四百六十の三 三―ヒドロキシ―一・三・五(十)―エストラト
 リエン―十七―オン(別名エストロン)
 四百六十の四 八―ヒドロキシキノリン(別名八―キノリノール
)
 四百六十の五 (五S・五aR・八aR・九R)―九―(四―ヒ
 ドロキシ―三・五―ジメトキシフェニル)―八―オキソ―五・
 五a・六・八・八a・九―ヘキサヒドロフロ〔三・四・六・七
 〕ナフト〔二・三―d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イル ||
 四・六―O―〔(R)―二―チエニルメチリデン〕―ベータ―
 ラノシド(別名エトポシド)
 四百六十の六 (五S・五aR・八aR・九R)―九―(四―ヒ
 ドロキシ―三・五―ジメトキシフェニル)―八―オキソ―五・
 五a・六・八・八a・九―ヘキサヒドロフロ〔三・四・六・七
 〕ナフト〔二・三―d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イル ||
 四・六―O―〔(R)―二―チエニルメチリデン〕―ベータ―
 D―グルコピラノシド(別名テニポシド)
 四百六十の七 N―(ヒドロキシメチル)アクリルアミド
 四百六十一―四百六十四 (略)
 四百六十四の二 四―ビニルピリジン
 四百六十四の三 (略)
 四百六十五―四百六十八 (略)
 四百六十八の二 フイゾスチグミン(別名エセリン)
 四百六十八の三 フェニルアセトニトリル(別名シアン化ベンジ
 ル)
 四百六十八の四 (略)

(新設)
 四百五十八 (略)
 四百五十九 ヒドラジン
 四百六十 ヒドラジン一水和物
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 四百六十一―四百六十四 (略)
 四百六十四の二 (略)
 四百六十五―四百六十八 (略)
 四百六十八の二 (略)

四百六十九 (略)	四百六十九の二 (フェニルパラクロルフェニルアセチル)
四百七十 (略)	一・三ーインダンジオン
四百七十一 (略)	四百七十～四百七十七 (略)
四百七十二 (略)	フタル酸ジイソブチル
四百七十三 (略)	フタル酸ジシクロヘキシル
四百七十四 (略)	フタル酸ジヘキシル
四百七十五 (略)	フタル酸ジペンチル
四百七十六 (略)	フタル酸ノルマルーブチル
四百七十七 (略)	フタル酸ノルマルーベンジル
四百七十八 (略)	フタル酸ノルマルーベンジル
四百七十九 (略)	フタル酸ノルマルーベンジル
四百八十 (略)	フタル酸ノルマルーベンジル
四百八十一 (略)	フタル酸ノルマルーベンジル
四百八十二 (略)	フタル酸ノルマルーベンジル
四百八十三 (略)	ブチルイソシアネート
四百八十四 (略)	ブチルリチウム
四百八十五 (略)	ブチルリチウム
四百八十六 (略)	ブチルリチウム
四百八十七 (略)	ブチルリチウム
四百八十八 (略)	ブチルリチウム
四百八十九 (略)	ブチルリチウム
四百九十 (略)	ブチルリチウム
四百九十一 (略)	ブチルリチウム
四百九十二 (略)	ブチルリチウム
四百九十三 (略)	ブチルリチウム
四百九十四 (略)	ブチルリチウム
四百九十五 (略)	ブチルリチウム
四百九十六 (略)	ブチルリチウム
四百九十七 (略)	ブチルリチウム
四百九十八 (略)	ブチルリチウム
四百九十九 (略)	ブチルリチウム
五百 (略)	ブチルリチウム

四百六十九 (略)	四百六十九 (略)
四百七十 (略)	四百七十 (略)
四百七十一 (略)	四百七十一 (略)
四百七十二 (略)	四百七十二 (略)
四百七十三 (略)	四百七十三 (略)
四百七十四 (略)	四百七十四 (略)
四百七十五 (略)	四百七十五 (略)
四百七十六 (略)	四百七十六 (略)
四百七十七 (略)	四百七十七 (略)
四百七十八 (略)	四百七十八 (略)
四百七十九 (略)	四百七十九 (略)
四百八十 (略)	四百八十 (略)
四百八十一 (略)	四百八十一 (略)
四百八十二 (略)	四百八十二 (略)
四百八十三 (略)	四百八十三 (略)
四百八十四 (略)	四百八十四 (略)
四百八十五 (略)	四百八十五 (略)
四百八十六 (略)	四百八十六 (略)
四百八十七 (略)	四百八十七 (略)
四百八十八 (略)	四百八十八 (略)
四百八十九 (略)	四百八十九 (略)
四百九十 (略)	四百九十 (略)
四百九十一 (略)	四百九十一 (略)
四百九十二 (略)	四百九十二 (略)
四百九十三 (略)	四百九十三 (略)
四百九十四 (略)	四百九十四 (略)
四百九十五 (略)	四百九十五 (略)
四百九十六 (略)	四百九十六 (略)
四百九十七 (略)	四百九十七 (略)
四百九十八 (略)	四百九十八 (略)
四百九十九 (略)	四百九十九 (略)
五百 (略)	五百 (略)

四百九十七・四百九十七の二 (略)
 四百九十七の三 ブロムアセトン
 四百九十八〜五百 (略)
 五百の二 ブロモジクロロ酢酸
 五百一〜五百十六の三 (略)
 五百十六の四 ヘキサブロモシクロドデカン
 五百十六の五 ヘキサメチルパラロースアニリンクロリド (別名
 クリスタルバイオレット)
 五百十七〜五百二十三 (略)
 五百二十四 一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―二・
 三―エポキシ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―
 四・七―メタノ―一H―インデン (別名ヘプタクロルエポキシ
 ド)
 五百二十五〜五百三十 (略)
 五百三十の二 ペルフルオロ (オクタン――スルホン酸) (別
 名PFOS)
 五百三十の三 ペルフルオロノナン酸
 五百三十の四 (略)
 五百三十一〜五百三十六 (略)
 五百三十六の二 ペンタカルボニル鉄
 五百三十七〜五百四十三 (略)
 五百四十三の二 ほう酸アンモニウム
 五百四十四・五百四十五 (略)
 五百四十五の二 ポリ「グアニジン―N・N―ジイルヘキサ―
 一・六―ジイルイミノ (イミノメチレン)」塩酸塩
 五百四十五の三 (略)
 五百四十六〜五百五十六 (略)
 五百五十六の二 メタクリル酸二―イソシアナトエチル
 五百五十六の三 メタクリル酸二・三―エポキシプロピル
 五百五十六の四 メタクリル酸クロリド
 五百五十六の五 メタクリル酸二― (ジエチルアミノ) エチル

四百九十七・四百九十七の二 (略)
 (新設)
 四百九十八〜五百 (略)
 (新設)
 五百一〜五百十六の三 (略)
 (新設)
 (新設)
 五百十七〜五百二十三 (略)
 五百二十四 一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―二・
 三―エポキシ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―
 メタノ―一H―インデン (別名ヘプタクロルエポキシド)
 五百二十五〜五百三十 (略)
 (新設)
 (新設)
 五百三十の二 (略)
 五百三十一〜五百三十六 (略)
 (新設)
 五百三十七〜五百四十三 (略)
 (新設)
 五百四十四・五百四十五 (略)
 (新設)
 五百四十五の二 (略)
 五百四十六〜五百五十六 (略)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)

H―ピラゾール―五―イル||ジメチルカルバマート
 五百九十 (略)
 五百九十の二 メチル―(四―ブロム―二・五―ジクロルフエニ
 ル)―チオノベンゼンホスホネイト
 五百九十一 (略)
 五百九十一の二 メチル||ベンゾイミダゾール―二―イルカルバ
 マート(別名カルベンダジム)
 五百九十二・五百九十三 (略)
 五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド
 五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル
 五百九十三の四 N―メチルホルムアミド
 五百九十四・五百九十五 (略)
 五百九十五の二 二―メチル――(四―(メチルチオ)フェニ
 ル)―二―モルホリノ――プロパノン
 五百九十五の三 七―メチル―三―メチレン―一・六―オクタジ
 エン
 五百九十六〜五百九十八 (略)
 五百九十八の二 四・四―メチレンビス(N・N―ジメチルアニ
 リン)
 五百九十八の三 メチレンビスチオシアネート
 五百九十九 (略)
 五百九十九の二 四・四―メチレンビス(二―メチルシクロヘキ
 サンアミン)
 五百九十九の三 メトキシ酢酸
 五百九十九の四 四―メトキシ―七H―フロ「三・二―g」
 「―ベンゾピラン―七―オン
 五百九十九の五 九―メトキシ―七H―フロ「三・二―g」
 「―ベンゾピラン―七―オン
 五百九十九の六 四―メトキシベンゼン―一・三―ジアミン硫酸
 塩
 六百〜六百二 (略)

五百九十 (略)
 (新設)
 五百九十一 (略)
 (新設)
 五百九十二・五百九十三 (略)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 五百九十四・五百九十五 (略)
 (新設)
 (新設)
 五百九十六〜五百九十八 (略)
 (新設)
 五百九十九 (略)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 (新設)
 六百〜六百二 (略)

六百二の二	六―メルカプトプリン	(新設)
六百二の三	二―メルカプトベンゾチアゾール	(新設)
六百二の四	モノフルオール酢酸	(新設)
六百二の五	モノフルオール酢酸アミド	(新設)
六百二の六	モノフルオール酢酸パラブロムアニリド	(新設)
六百三・六百四	(略)	六百三・六百四 (略)
(削る)		六百五 削除
六百五・六百六	(略)	六百六・六百七 (略)
六百六の二	四ナトリウムⅡ六・六一〔三・三―ジメトキシ〕 一・一―ビフェニル〕―四・四―ジイル)ビス(ジアゼニル)	(新設)
―ビス(四―アミノ―五―ヒドロキシナフタレン―一・三―ジ スルホナート)		(新設)
六百六の三	四ナトリウムⅡ六・六一〔一・一―ビフェニル 〕―四・四―ジイル)ビス(ジアゼニル)〕―ビス(四―アミノ ―五―ヒドロキシナフタレン―二・七―ジスルホナート)	(新設)
六百六の四	ラクトニトリル(別名アセトアルデヒドシアンヒド リン)	(新設)
六百六の五	ラサロシド	(新設)
六百六の六	リチウムⅡビス(トリフルオロメタンスルホン)イ ミド	(新設)
六百七	硫化カリウム	(新設)
六百七の二	六〇二四 (略)	六百七の二〇六〇二四 (略)
六百二十五	りん酸トリス(二―クロロエチル)	六百二十五 りん酸トリ(オルト―トリル)
六百二十六	(略)	六百二十六 (略)
六百二十六の二	りん酸トリス(ジメチルフエニル)	(新設)
六百二十六の三	りん酸トリトリル	(新設)
六百二十七・六百二十八	(略)	六百二十七・六百二十八 (略)
六百二十八の二	りん酸トリメチル	(新設)
六百二十九	六〇三三 (略)	六百二十九
六百三十三	(略)	六百三十三 (略)